

南山大学内部質保証規程

(目 的)

第1条 この規程は、南山大学学則第1条の2および南山大学大学院学則第1条の2の規定に基づき、南山大学の建学の理念の実現に向けて、教育研究および管理運営等に関する自己点検・評価を実施し、その結果および認証評価の結果を踏まえて、教育研究活動の質の改善・向上に向けた取り組みを継続的に行うことにより、教育研究水準の向上を図り、自らの責任でその質を保証することについて定める。

② 自己点検・評価の客観性・妥当性および内部質保証の有効性を高めるための外部評価の実施については、別に定める。

(内部質保証委員会)

第2条 前条の目的を達成するため、南山大学内部質保証委員会（以下「委員会」という。）を置き、そのもとに南山大学内部質保証推進委員会、南山大学教学マネジメント推進委員会および南山大学ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会を置く。

② 南山大学内部質保証推進委員会、南山大学教学マネジメント推進委員会および南山大学ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会については、別に定める。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 1 副学長
- 2 学部長
- 3 研究科長
- 4 教務部長
- 5 図書館長
- 6 研究所総合委員会委員長
- 7 学生部長
- 8 国際センター長
- 9 情報センター長
- 10 外国語教育・教職・体育教育センター長会議議長
- 11 内部質保証推進委員会委員長
- 12 教学マネジメント推進委員会委員長
- 13 ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会委員長
- 14 インスティテューショナル・リサーチ(IR)推進室長
- 15 大学本部長
- 16 教学部長

② 委員長が必要と認めた場合は、委員会の議を経て、委員以外の者を出席させることができる。

③ 事務局を教学企画課に置き、委員会事務を担当する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、副学長（研究推進担当・教育支援担当）がこれに当たる。委員

長に事故あるときは、あらかじめ指名された委員がその職務を代行する。

② 委員会は、委員長が招集する。

③ 委員会に議長を置き、委員長がこれに当たる。

④ 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。
可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の職能)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- 1 内部質保証に関する方針および手続の策定
- 2 自己点検・評価の計画の策定と実行
- 3 全学的な観点による自己点検・評価およびその結果に基づく改善・向上の支援
- 4 自己点検・評価結果の公表
- 5 3つのポリシーに関する対応等
- 6 授業評価の点検・評価および重要事項の審議
- 7 研究活動の点検・評価
- 8 認証評価機関の選択および対応等
- 9 外部評価に関する対応等
- 10 その他内部質保証に関する重要事項

(各組織)

第6条 本学の教育研究および管理運営等に関する組織（以下「各組織」という。）は、自己点検・評価およびその結果に基づく改善・向上の取り組みを行う。

② 各組織は、前項の取り組みを委員会に報告する。

(内部質保証の方法)

第7条 委員会は、内部質保証の方針および手続に従い、内部質保証の取り組みを実施する。

② 委員会は、必要がある場合には、既存の関連組織に議事を付託し、または下部委員会を設けることができる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会および大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 2 南山大学自己点検・評価規程（平成8年4月1日施行）は、2020年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2025年4月1日から施行する。